

議案第 19 号

世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之

(提案説明)

会計年度任用講師の任用において、欠員代替職における任期の更新制度の導入及び再度任用における不適格基準の見直しにより、本規則を改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年12月世田谷区教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項各号列記以外の部分中「要件」の次に「（前年度に公募による選考で任用された者にあつては、第1号から第4号までに掲げる要件）」を加え、同項第5号中「前々年度及び前年度に会計年度任用講師に任用されていた者にあつては、当該任用されていた期間における人事評価の結果が良好である」を「直近2回の人事評価の結果（会計年度任用講師の職に任用されていた期間のものに限る。）が不良でない」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 2 会計年度任用講師の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、教育委員会が別に定めるところにより、当該会計年度任用講師の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則 令和元年12月27日世教委規則第24号 改正 令和7年3月14日世教委規則第 号 世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員であって、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に規定する教育公務員(世田谷区立幼稚園、小学校及び中学校の講師に限る。)であるもの(以下「会計年度任用講師」という。)の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。 (職及び任用数) 第2条 会計年度任用講師の職及び任用数は、世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める。 (任用) 第3条 会計年度任用講師は、教育公務員特例法第11条の規定に基づき、その職の職務遂行能力を有する者のうちから、選考により教育委員会が任用する。 2 会計年度任用講師の任用の手続は、教育委員会が別に定める。 3 会計年度任用講師の選考の方法は、教育委員会が別に定める。 4 選考は、公募によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。 (1) 任用しようとする年度の前年度(以下「前年度」という。)に設置されていた職(以下この号において「当該職」という。)に任用されていた会計年度任用講師を当該職と同一の職務内容と	○世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則 令和元年12月27日世教委規則第24号 世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員であって、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に規定する教育公務員(世田谷区立幼稚園、小学校及び中学校の講師に限る。)であるもの(以下「会計年度任用講師」という。)の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。 (職及び任用数) 第2条 会計年度任用講師の職及び任用数は、世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める。 (任用) 第3条 会計年度任用講師は、教育公務員特例法第11条の規定に基づき、その職の職務遂行能力を有する者のうちから、選考により教育委員会が任用する。 2 会計年度任用講師の任用の手続は、教育委員会が別に定める。 3 会計年度任用講師の選考の方法は、教育委員会が別に定める。 4 選考は、公募によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。 (1) 任用しようとする年度の前年度(以下「前年度」という。)に設置されていた職(以下この号において「当該職」という。)に任用されていた会計年度任用講師を当該職と同一の職務内容と

改正後	改正前
認められる職への任用の選考の対象とする場合において、面接、当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができる」と教育委員会が認める場合 (2) 会計年度任用講師の職に必要とされる職務遂行能力及び公署の所在地がへき地である等の事情を考慮し、公募により難いと教育委員会が認める場合 5 前項第1号の規定による公募によらない任用は、次に掲げる要件(前年度に公募による選考で任用された者にあつては、第1号から第4号までに掲げる要件)を全て満たす者に限り認めるものとする。 (1) 前項第1号の規定による能力の実証の結果が良好であること。 (2) 業務の遂行に支障を及ぼすような健康上の問題がないこと。 (3) 別表の左欄に掲げる欠勤等の事由に応じ、同表の中欄に掲げる欠勤等の日数及び回数を換算した同表の右欄に掲げる換算後の欠勤等の日数が、任期中に所定の勤務日数(時間額で報酬を定める会計年度任用講師にあつては、別に定める基準に規定する日数)の2分の1に達していないこと。ただし、病気休暇及び病気休職をする者について、任期満了時においておおむね3月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降業務の遂行に支障がなく勤務することが可能であると教育委員会が認める場合は、この限りでない。 (4) 前年度において法第29条及び職員の懲戒に関する条例(昭和26年12月世田谷区条例第25号)第2条に規定する処分を受けていないこと。 (5) 任用しようとする年度の<u>直近2回の人事評価の結果(会計年度任用講師の職に任用されていた期間のものに限る。)</u>が<u>良好である不良でない</u>こと。 (任期)	認められる職への任用の選考の対象とする場合において、面接、当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができる」と教育委員会が認める場合 (2) 会計年度任用講師の職に必要とされる職務遂行能力及び公署の所在地がへき地である等の事情を考慮し、公募により難いと教育委員会が認める場合 5 前項第1号の規定による公募によらない任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。 (1) 前項第1号の規定による能力の実証の結果が良好であること。 (2) 業務の遂行に支障を及ぼすような健康上の問題がないこと。 (3) 別表の左欄に掲げる欠勤等の事由に応じ、同表の中欄に掲げる欠勤等の日数及び回数を換算した同表の右欄に掲げる換算後の欠勤等の日数が、任期中に所定の勤務日数(時間額で報酬を定める会計年度任用講師にあつては、別に定める基準に規定する日数)の2分の1に達していないこと。ただし、病気休暇及び病気休職をする者について、任期満了時においておおむね3月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降業務の遂行に支障がなく勤務することが可能であると教育委員会が認める場合は、この限りでない。 (4) 前年度において法第29条及び職員の懲戒に関する条例(昭和26年12月世田谷区条例第25号)第2条に規定する処分を受けていないこと。 (5) 任用しようとする年度の前々年度及び前年度に会計年度任用講師に任用されていた者にあつては、当該任用されていた期間における人事評価の結果が良好であること。 (任期)

改正後	改正前
第4条 会計年度任用講師の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育委員会が別に定める。 <u>2 会計年度任用講師の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、任命権者が別に定めるところにより、当該会計年度任用講師の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。</u> (委任) 第5条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用講師の任用等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 (準備行為) 2 第3条第1項の規定による任用、同条第2項の任用の手続、同条第3項の選考その他会計年度任用講師の任用に関し必要な行為については、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。 (公募によらない任用の特例) 3 施行日の前日に非常勤の講師として任用されている者及びそれに準ずると教育委員会が認める者をその者の任用されている職と同一の職務内容と認められる職へと任用しようとする場合において、面接、その者の任用されている職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると教育委員会が認めるときは、施行日に任用を行う場合に限り、公募によらずに選考を行うことができる。 <u>附 則（令和7年3月14日規則第 号）</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	第4条 会計年度任用講師の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育委員会が別に定める。 (委任) 第5条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用講師の任用等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 (準備行為) 2 第3条第1項の規定による任用、同条第2項の任用の手続、同条第3項の選考その他会計年度任用講師の任用に関し必要な行為については、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。 (公募によらない任用の特例) 3 施行日の前日に非常勤の講師として任用されている者及びそれに準ずると教育委員会が認める者をその者の任用されている職と同一の職務内容と認められる職へと任用しようとする場合において、面接、その者の任用されている職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると教育委員会が認めるときは、施行日に任用を行う場合に限り、公募によらずに選考を行うことができる。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
欠勤等の事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数	欠勤等の事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
病気休暇	1日	1日	病気休暇	1日	1日
私事欠勤	1日	3日	私事欠勤	1日	3日
無届欠勤	1日	4日	無届欠勤	1日	4日
遅参早退	3回	1日	遅参早退	3回	1日
分限休職	1日	1日	分限休職	1日	1日